昭和四十九年四月二十日宫城県規則第四十四号

屋外広告物条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

### 屋外広告物条例施行規則

屋外広告物条例施行規則(昭和二十四年宮城県規則第六十七号)の全部を改正する。 (趣旨)

第一条 この規則は、屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域及び許可地域の区分)

第一条の二 条例第二条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)及び条例 第四条に規定する地域(以下「許可地域」という。)は、次の表に掲げる地域に区分する ものとする。

	区分	該当地域等
禁止	第一種禁止地	条例第二条第一号から第八号まで及び第十号から第十四号までに
地域	域	規定する地域又は場所
	第二種禁止地	条例第二条第九号に規定する地域のうち第一種禁止地域以外の区
	域	域
許可	第一種許可地	許可地域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一
地域	域	項の規定により、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用
		地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域
		に定められた区域
	第二種許可地	許可地域のうち第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域
	域	
	第三種許可地	許可地域のうち都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地
	域	域が定められている区域(同法第七条第一項に規定する市街化調
		整区域に定められた区域及び第一種許可地域を除く。)

(平五規則六六・追加)

#### (経過措置)

第一条の三 禁止地域又は許可地域において前条の表に掲げる区分に変更があつた際 現に当該地域に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物(以下「広告物」とい う。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)についての第四条及び第 八条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件 を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(平五規則六六・追加)

(電力柱等に表示できる広告物等)

第二条 条例第三条ただし書に規定する規則で定める広告物等は、金属その他これに類する堅ろうな材質によるもので、その形状が巻型又はそで型のものとする。

(平五規則六六・一部改正)

(許可の申請)

第三条 条例第四条、第五条第三項又は第五条の二の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第一号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は、設置する場所を所管する土木事務所の長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の 種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。
- 一 広告物等を表示し、又は設置する場所の見取図
- 二 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書
- 三 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該 土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し
- 四 他の法令の規定により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面 の写し
- 3 第一項の場合において、二以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する二以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する一の土木事務所の長に一の申請書を提出することにより行うことができる。

(平五規則六六・一部改正)

(適用除外の広告物等の基準等)

第四条 条例第五条第一項第四号、第二項第一号、第二号、第五号及び第八号から第十号まで並びに第五項に規定する規則で定める基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

- 2 条例第五条第一項第四号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 都市公園内に設置される遊戯施設
- ニーベンチ
- 三 くず入れ及び吸い殻入れ
- 四 噴水
- 五 花壇
- 六 防犯灯柱及び街路灯柱
- 七 前各号に定めるもののほか、知事が指定する施設又は物件

(平五規則六六・一部改正)

(堅ろうな広告物等)

第四条の二 条例第六条に規定する規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、条例第六条に規定する規則で定める期間は、七年間(当該広告物等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)の規定による耐用年数をいう。)から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を控除した残余の年数が七年を超える場合にあつては、その残余の年数の間)とする。

(平五規則六六・追加、平七規則八五・平一五規則二・一部改正)

(許可の期間)

第四条の三 条例第八条第一項の許可の期間は、次に掲げる期間を超えないものとする。

- 一 簡易広告物
- イ はり紙 一月
- 口 広告幕 六月
- ハ ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示する立看板 一年
- ニ ハ以外の立看板 六月
- 二 固定広告物 三年
- 三 移動広告物 一年
- 四 特殊装置広告物
- イ 照明広告物 三年
- ロ アドバルーン 一月

(平五規則六六・追加、平一七規則七二・一部改正)

(許可の更新の申請)

第五条 条例第八条第三項の規定により許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物 許可更新申請書(様式第二号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真(申請前一月以内に撮影したものに限る。)を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が移動広告物であるとき、又は広告物等の面積が一平方メートル以内であるときは、この限りでない。
- 3 第三条第一項及び第三項の規定は、第一項の申請書の提出について準用する。

(平五規則六六・一部改正)

(変更等の許可の申請)

第六条 条例第九条第一項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第三号)を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該広告物等の変更又は改造について、他の法令の規定により 許可を要する場合は、当該の許可を受けていることを証する書面の写しを添付しなけれ ばならない。
- 3 第三条第一項及び第三項の規定は、第一項の申請書の提出について準用する。

(平五規則六六・一部改正)

(許可を要しない軽微な変更又は改造)

第七条 条例第九条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- 一 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ又は構造に変更を加えない程度の塗料の塗り替え、補強又は修繕
- 二 掲示板その他これに類する掲出物件にはり紙を取り替えて表示する場合
- 三 広告幕を掲出する物件に広告幕を取り替えて表示する場合
- 四 劇場、映画館等の常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件のうち当該興行場の敷地内に存するものに、当該興行内容を表示する広告物を取り替えて表示する場合(第一種禁止地域において許可を受けている場合を除く。)

(平五規則六六・全改)

(許可の基準)

第八条 条例第十条第一項に規定する許可の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。 (平五規則六六・一部改正)

(許可の表示)

第九条 条例第十一条の規定による表示は、次に掲げる証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けして行うものとする。ただし、広告物の種類がはり紙であるときは、屋外広告物許可済証印(様式第四号)を押印することをもつて代えることができる。

- 条例第四条、第五条第三項、第五条の二及び第八条第三項の許可の証票(様式第五号)
- 二 条例第九条第一項の許可の証票(様式第六号)
- 2 前項の証票は、許可の際に交付する。

(平五規則六六・一部改正)

(工事完了届出等の必要な広告物等)

第十条 条例第十三条第二項又は第二十条第四項の規定による届出が必要な広告物等 として規則で定めるものは、次に掲げる種類のものとする。

- 一 固定広告物
- 二 特殊装置広告物(アドバルーンを除く。)
- 2 前項各号の広告物等に係る届出は、屋外広告物工事完了(除却、滅失)届出書(様式第七号)により行うものとする。
- 3 第三条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

(平五規則六六・一部改正)

(違反広告物である旨の表示)

第十一条 条例第十七条の規定による表示は、様式第八号による表示書を、当該広告物等にはり付けして行うものとする。

(平五規則六六・一部改正)

(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

第十一条の二 条例第十七条の三第一項第一号の規則で定める場所は、広告物等を除却 した場所を所管する土木事務所(土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあつては、当 該地方合同庁舎)とする。

(平一六規則一二一・追加)

(保管広告物等一覧簿)

第十一条の三 条例第十七条の三第二項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、 様式第八号の二のとおりとする。

2 条例第十七条の三第二項の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する 土木事務所とする。

(平一六規則一二一・追加)

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第十一条の四 条例第十七条の五第二項の規定による売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の例による。

(平一六規則一二一・追加)

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

第十一条の五 条例第十七条の七の規則で定める受領書の様式は、様式第八号の三のとおりとする。

(平一六規則一二一・追加)

(管理者設置等の届出)

第十二条 条例第二十条第一項から第三項までの規定による届出は、屋外広告物管理者 設置等届出書(様式第九号)により行うものとする。

2 第三条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一七規則七二・旧第十三条繰上・一部改正)

(広告物景観モデル地区における届出)

第十三条 条例第二十一条の五の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第十号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第十一号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所の長に提出することにより行うものとする。

2 条例第二十一条の五に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一条例第五条第一項各号、第二項第三号から第七号まで及び第十号並びに第五項各号に 掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする場合
- 二 条例第五条第二項第一号又は第二号に規定する広告物等で面積が一平方メートル以 内のものを表示し、又は設置しようとする場合
- 三 表示し、又は設置しようとする広告物等の種類が簡易広告物又は移動広告物である場合
- 四 前三号に掲げる広告物等を変更し、又は改造しようとする場合
- 五 第七条各号に掲げる変更又は改造をしようとする場合

(平五規則六六・追加、平八規則三○・一部改正)、平一七規則七二・旧第十三条の二繰上・一部改正)

(登録の更新の申請期限)

第十四条 屋外広告業者は、条例第二十二条第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(平一七規則七二・追加)

(登録申請書の様式)

第十五条 条例第二十三条第一項に規定する登録申請書の様式は、様式第十二号のとおりとする。

(平一七規則七二・追加)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 条例第二十三条第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第二十五条第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十一条第一項各号のいずれかに適合す る者であることを証する書面
- 三 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為 能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載 した書面
- 四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 五 登録申請者が個人である場合であつて、商号により登録をするときは、登記事項証明 書

- 2 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第三十条の七第五項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- 一登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人)
- 二 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)
- 三登録申請者が選任した業務主任者
- 3 条例第二十三条第二項及び第一項第一号に規定する書面の様式は、様式第十三号のと おりとする。
- 4 第一項第三号に規定する書面の様式は、様式第十四号のとおりする。

(平一七規則七二・追加)

(変更の届出)

第十七条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第十五号)により行うものとする。

- 2 条例第二十六条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の 各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の届出書に添付しなけれ ばならない。
- 一 条例第二十三条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である 場合に限る。) 登記事項証明書
- 二 条例第二十三条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- 三 条例第二十三条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第一 項第一号及び第三号の書面
- 四 条例第二十三条第一項第四号に掲げる事項の変更 前条第一項第一号及び第三号の 書面
- 五 条例第二十三条第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第一項第二号の書面
- 3 知事は、前条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第 三十条の七第五項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の 八第一項の規定による利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄 本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(平一七規則七二・追加)

#### (廃業等の手続)

第十八条 条例第二十八条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式 第十六号)により行うものとする。

(平一七規則七二・追加)

#### (講習会等)

第十九条 条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会(以下「講習会」という。)には、次に掲げる課程を置くものとする。

- 一 広告物に係る法令に関する課程
- 二 広告物の表示方法に関する課程
- 三 広告物の施工方法に関する課程
- 2 知事は講習会を開催しようとするときは、開催する日の三十日前までに、日時、会場、 申込受付期間等を公告するものとする。
- 3 講習会の講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会申込書(様式第十七号)に写真 及び履歴書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 条例第三十条第三項の規定による受講手数料の一部の免除は、別表第三に掲げるところにより行うものとする。
- 5 前項の免除を受けようとする者は、第三項の申込書に、別表第三に掲げる者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。
- 6 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(様式第十八号) を交付するものとする。
- 7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又はき損した者は、知事にその旨を申し出て、 再交付を受けることができる。

(平五規則六六・旧第十六条繰上・一部改正、平一七規則七二・旧第十四条繰下・一部 改正)

(業務主任者となる知識を有する者の認定)

第二十条 条例第三十一条第一項第五号の規定による認定は、次の各号のいずれにも該 当する者について行うものとする。

- 一 広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任者として通算五年以上従事した者
- 二 広告物等の表示又は設置に関し、過去五年間屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八 十九号)並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者
- 2 条例第三十一条第一項第五号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者認 定申請書(様式第十九号)に、履歴書及び前項第一号に該当する者であることを証する書 面を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、条例第三十一条第一項第五号の規定による認定をしたときは、業務主任者認 定書(様式第二十号)を交付するものとする。

(平五規則六六・旧第十七条繰上・一部改正、平八規則三〇・一部改正、平一七規則七二・旧第十五条繰下・一部改正)

(標識の掲示)

第二十一条 条例第三十二条第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものと する。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所名
- 四 業務主任者の氏名
- 2 条例第三十二条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第二十一号のとおり とする。

(平一七規則七二・追加)

(帳簿の記載事項等)

第二十二条 条例第三十三条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次 に掲げるものとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物等の表示又は設置の場所
- 三 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額
- 2 条例第三十三条の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第二十二号のとおり とする。
- 3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖 後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平一七規則七二・追加)

(監督処分簿の記載事項)

第二十三条 条例第三十五条第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員の氏名(法人である場合に限る。)並びに登録番号
- 二 処分の原因となつた事実
- 三 その他参考となる事項

(平一七規則七二・追加)

(身分証明書)

第二十四条 条例第三十七条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二十 三号のとおりとする。

(平一七規則七二・追加)

(台帳等の整備)

第二十五条 知事及び土木事務所の長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し 別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

(平一七規則七二・旧第十八条繰下)

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の屋外広告物条例施行規則に定める様式による証票等は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則に定めるものとみなす。

### 別表第一(第四条関係)

(平五規則六六・全改、平一五規則二・平二一規則七九・一部改正)

区分	広告物等の大きさ	表示又は設置の方法等
条例第五条	防犯灯柱又は街路灯柱に表示する	広告物等の数が、一の施設又は物
第一項第四	場合	件につき二以内であること。
号の基準	-) 巻型のもの	けい光、発光又は反射を伴う塗料
	巻き幅が○・九メートル以内で、	又は材質を使用しないこと。
	かつ、長さが一・八メートル以内で	特殊照明装置を使用しないこと。
	あること。	防犯灯柱又は街路灯柱に表示する
	こ) そで型のもの	場合は、当該広告物等の下端の設置
	横幅が○・五メートル以内、縦幅	の位置が次のとおりであること。
	が一・八メートル以内で、かつ、突	-) 巻型のもの
	出し幅が一メートル以内であるこ	地上から距離が一・二メートル以
	と。	上であること。
	その他の施設又は物件の場合	こ) そで型のもの
	表示方向から見た場合における当	地上からの距離が二・五メートル
	該施設又は物件の投影面積の十分の	以上であること。ただし、車道上に
	一以内で、かつ、○・五平方メート	あつては、四・五メートル以上であ
	ル以内であること。	ること。
条例第五条	第一種禁止地域の場合	けい光、発光又は反射を伴う塗料
第二項第一	一の住所、事業所、営業所又は作	又は材質を使用しないこと。
号の基準	業場に表示する広告物等の面積の合	特殊照明装置を使用しないこと。

計が七平方メートル以内であるこ と。 第二種禁止地域又は許可地域の場

一の住所、事業所、営業所又は作 業場に表示する広告物等の面積の合 計が十五平方メートル以内であるこ

条例第五条 号の基準

管理する一団の土地又は管理する 第二項第二『物件が存する一団の土地の区域に表』又は材質を使用しないこと。 示する広告物等の面積の合計が七平 方メートル以内であること。

けい光、発光又は反射を伴う塗料

特殊照明装置を使用しないこと。

条例第五条 号の基準

電車(一の車両を単位とする。)又 第二項第五 は乗合バス若しくは貸切バスの場合 面積の合計が十平方メートル以内 であること。

> その他の自動車の場合 面積の合計が二十平方メートル以 内であること。

条例第五条 号の基準

十以上の建物、施設等への案内を 第二項第八 示したもの

> 面積が十平方メートル以内である こと。

上記以外のもの

面積が四平方メートル以内である こと。

独立して地上に設置する広告物等 によつて表示する場合は、地上から 広告物等の上端までの距離が三メー=は、別表第二第一号口の表電柱類広 トル以内であること。

電柱類広告により表示する場合 は、別表第二第一号ロの表電柱類広 告の項に掲げる許可の基準に適合す るものであること。

寄贈者等の氏名、名称、店名若し くは商標又は事業若しくは営業の内 容を表示する場合は、当該面積の合 計が、当該広告物等の面積の五分の 一以内であること。

けい光、発光又は反射を伴う塗料 又は材質を使用しないこと。

特殊照明装置を使用しないこと。

電柱類広告により表示する場合 告の項に掲げる許可の基準に適合す るものであること。

条例第五条

面積が四平方メートル以内である

寄贈者等の氏名、名称、店名若し

第二項第九二と。 くは商標又は事業若しくは営業の内 容を表示する場合は、当該面積の合 号の基準 独立して地上に表示し、又は設置 する場合は、地上から広告物等の上まか、当該広告物等の面積の五分の 端までの距離が三メートル以内であ一以内であること。 けい光、発光又は反射を伴う途料 ること。 又は材質を使用しないこと。 特殊照明装置を使用しないこと。 面積が一平方メートル以内である 条例第五条 はり紙により表示すること。 第二項第十二とと。 表示する者又は管理する者の氏名 号の基準 又は名称及び住所並びに表示した日 を当該はり紙に明記すること。 表示の期間が一月以内であるこ と。 条例第五条 はり紙 はり紙、立看板又は広告幕により 第五項の基 面積が一平方メートル以内である 表示すること。 潍 こと。 広告物の表示面に、当該広告物を 立看板 表示する者又は管理する者の氏名又 面積が三平方メートル以内で、か用は名称及び住所並びに表示した日を つ、高さが三メートル以内であるこ 明記すること。 表示の期間が、次のとおりである と。 広告幕 こと。ただし、条例第五条第五項第 -) 懸垂状のもの 四号に該当する広告物については、 幅が一・八メートル以内で、かつ、この限りでない。 長さが二十メートル以内であるこ -) はり紙の場合 一月以内 と。 上) 立看板の場合 1) 横断状のもの 幅が○・九メートル以内であるこ ベニヤ板、金属板等に印刷等によ ی ع り広告物を直接表示したもの 四月以内 その他のもの 二月以内 E) 広告幕の場合 一月以内

#### 備考

本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。

- イ 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
- ロ 固定広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件(支柱等の部分を除く。)の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計とする。ただし、建築物等又は車両の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分の各々について当該表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
- ハ 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものにあつては、ロの規 定にかかわらず掲出物件(支柱等の部分を除く。)の最大投影面積(三百六十度方向から 展望可能なものにあつては、最大投影面積の二倍)とする。
- 二 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 三 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。

## 別表第二(第八条関係)

(平五規則六六・全改、平二一規則七九・一部改正)

- 一 条例第四条の許可の基準
- イ 簡易広告物の許可の基準

広告物の種	広告物の規格	広告物の大きさ	表示又は設置の方法等
類			
はり紙	紙、布、ビニール布等	面積が一平方メート	同一のものを二枚以
	で作られたもので、建築	ル以内であること。	上続けて表示しないこ
	物等に簡易に取り付け		と。
	て表示するもの		
広告幕	布、ビニール布等で作	懸垂状のもの	
	られたもので、建築物等	幅が一・八メートル以	
	を利用して懸垂状又は	内で、かつ、長さが二十	
	横断状に表示するもの	メートル以内であるこ	
		と。	
		横断状のもの	
		幅が○・九メートル以	
		内であること。	
立看板	木製等のわくに紙、	面積が三平方メート	容易に倒伏等しない
	布、ビニール布、ベニヤ	ル以内で、かつ、高さが	ように固定すること。
	板、金属板等を張つたも	三メートル以内である	
	ので、建築物等に立て掛	こと。	
	け等をして表示するも		

# ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

広告物等の	基準の	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
種類	区分	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
種類 共通の基準	区構の道区表又置広等準のにし設る物基	示しない面についても 特殊照明装置しないを 世界を使用しないに 建築物等の壁度が を除き、 がのでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	出物件により表示する は数する等の処理をする いのであること。 に接避えるとははが R、 を超える色(色相が R、 を超えるの屋上構造物の壁は、 かの屋上構造かつてはえての であるようの一を超えての 一平方メートル以内の	すること。 反射を伴う塗料若しく けけ等をして表示する YR 又は Y のものにあ という。)を広告物 に直接塗り書き又は 当該壁面面積。以下 使用しないものである
			)一面の面積の二分の-	
独立して地	広告物	面積	面積	面積
上に表示	等の大	一面の面積が五平	-) 建築物と同一の	一面の面積が三十
し、又は設	きさ	方メートル以内であ	敷地内に表示し、又	平方メートル以内
置する固定		り、かつ、一の広告	は設置するもの	で、かつ、一の広告
広告物又は		物等の面積の合計が	一の広告物等の面	物等の面積の合計が
照明広告物		十平方メートル以内	積の合計が三十平方	六十平方メートル以
		であること。	メートル以内である	内であること。
		高さ	こと。	高さ
		地上から広告物等	こ) (一)以外のもの	地上から広告物等
		の上端までの距離が	一面の面積が十五	の上端までの距離が
		五メートル以内であ	平方メートル以内で	二十メートル以内で
		ること。	あり、かつ、一の広	あること。
			告物等の面積の合計	
			が二十平方メートル	
			以内であること。	
			高さ	
			-) 建築物と同一の	
			敷地内に表示し、又	

		1		
			は設置するもの	
			地上から広告物等	
			の上端までの距離が	
			十メートル以内であ	
			ること。	
			こ) (一)以外のもの	
			地上から広告物等	
			の上端までの距離が	
			五メートル以内であ	
			ること。	
	表示又		建築物と同一の敷	
	は設置		地内に表示し、又は	
	の位置		設置する広告物等以	
			外のものにあつて	
			は、当該広告物等か	
			ら他の広告物等(条	
			例の規定による許可	
			を受けて表示し、又	
			は設置しているもの	
			で、独立して地上に	
			表示し、又は設置す	
			るものに限る。)まで	
			の距離が五メートル	
			以上であること。	
建築物等の	広告物	面積	面積	面積
壁面に表示	等の大	建築物等の一の壁	建築物等の一の壁	建築物等の一の壁
し、又は設	きさ	面に表示し、又は設	面に表示し、又は設	面に表示し、又は設
置する固定		置する広告物等の面	置する広告物等の面	置する広告物等の面
広告物又は		積の合計が当該壁面	積の合計が当該壁面	積の合計が当該壁面
照明広告物		面積の五分の一以内	面積の四分の一以内	面積の三分の一以内
		であること。	であること。	であること。
		突出し幅		
			:方へ突き出す場合は、	広告物等の上端から
		当該建築物等の上端ま	での距離が一メートル	レ以内であること。
		(二) 壁面から水平方向	]に突き出す場合は、突	と出し幅が当該壁面か

ら一・五メートル以内であり、かつ、道路上で一メートル以内で あること。 表示又 壁面の窓等の開口部を閉鎖しないものであること。 は設置 の方法 築 建築物等の広告物 面積 面積 面積 屋上等に表開の大 一の建築物等の屋 一の建築物等の屋 一の建築物等の屋 示し、又はきさ 上等に表示し、又は 上等に表示し、又は 上等に表示し、又は 設置する固 設置する広告物等の 設置する広告物等の 設置する広告物等の 定広告物又 一面の面積が当該建 一面の面積が当該建 一面の面積が当該建 築物等の壁面のうち 築物等の壁面のうち は照明広告 築物等の壁面のうち 面積が最大のものの 面積が最大のものの 面積が最大のものの 面積の五分の一以内 面積の四分の一以内 面積の三分の一以内 であり、かつ、広告 であり、かつ、広告 であり、かつ、広告 物等の面積の合計が 物等の面積の合計が 物等の面積の合計が 当該建築物等の壁面 当該建築物等の壁面 当該建築物等の壁面 面積の合計の五分の 面積の合計の四分の 面積の合計の三分の 一以内であること。 一以内であること。 一以内であること。 高さ 高さ 高さ 設置面から広告物 設置面から広告物 設置面から広告物 等の上端までの距離 等の上端までの距離 等の上端までの距離 が地上から設置面ま が地上から設置面ま が地上から設置面ま での距離を超えず、 での距離を超えず、 での距離を超えず、 かつ、十メートル以りかつ、二十メートル かつ、五メートル以 内であること。 内であること。 以内であること。 表示又 一の建築物等に表示し、又は設置する広告物等の数が四以内で あること。 は設置 の方法 建築物等の壁面の垂直直上面を超えて突き出さないこと。 大規模 高さが二十メートルを超える建築物の屋上を利用して表示し、 な広告 又は設置する広告物等で面積が二百平方メートルを超えるものに 物等に あつては、高彩度色を広告物等の一面の面積(建築物等の屋上構造 物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあ 関する つては、当該壁面面積)の五分の一を超えて使用しないものであ 基 準

		り、かつ、特殊照明装置を使用しないものであること。
電柱類広告	広告物	電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置
	等の大	するもの
	きさ	-) 巻型のもの
		巻き幅が○・九メートル以内で、かつ、長さが一・八メートル
		以内であること。
		こ) そで型のもの
		横幅が○・五メートル以内、縦幅が一・八メートル以内で、か
		つ、突出し幅が一メートル以内であること。
		消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの
		横幅が○・八メートル以内で、かつ、縦幅が○・四メートル以
		内であること。
		バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの
		横幅が○・四五メートル以内で、かつ、縦幅がバス停留所標識
		の高さ(支柱等の部分を除く。)の三分の一以内であること。
	表示又	電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置
	は設置	するもの
	の位置	-) 巻型のもの
		下端から地上までの距離が一・二メートル以上であること。
		こ) そで型のもの
		下端から地上までの距離が二・五メートル以上であること。た
		だし、車道上にあつては四・五メートル以上であること。
		消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの
		下端から地上までの距離が二・五メートル以上であること。た
		だし、車道上にあつては四・七メートル以上であること。
		バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの
		車道側又は車両の進行してくる方向に向けて表示し、又は設置
		しないこと。
	表示又	一の電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識又は
	は設置	バス停留所標識に表示し、又は設置するものにあつては、表示し、
	の数	又は設置する広告物等の数が二以内であること。
<u> </u>		

# ハ 移動広告物及びアドバルーンの許可の基準

広告物等の	広告物等の大きさ	表示又は設置の位置	表示又は設置の方法等
種類			

移動広告物	一の車両に表示する		
	面積の合計が、四十平方		
	メートル以内のもので		
	あること。		
アドバルー	気球から懸垂して表	掲揚高度が地上から	掲揚時に電線、煙突そ
$\sim$	示する部分の幅が一・八	二十メートル以上五十	の他の施設に接触する
	メートル以内であり、か	メートル以内であるこ	おそれのない位置に表
	つ、長さが二十メートル	と。	示すること。
	以下であること。		

# 二 第五条第三項の許可の基準

	_ · R • > III · · J • >		
許可の区分	基準の区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域
条例第五条	広告物等の	固定広告物により表示する	
第三項第一	種類	こと。	
号に規定す	構造等の基	二以上の面を持つ掲出物件	別表第二第一号の表に掲げ
る広告物等	準	により表示する場合は、広告	る許可の基準(固定広告物にあ
		物を表示しない面についても	つては、第二種許可地域の許可
		塗装する等の処理をするこ	の基準)に適合するものである
		と。	こと。
		建築物等の窓等の開口部を	
		閉鎖しないものであること。	
	広告物等の	面積	別表第二第一号の表に掲げ
	大きさ	-) 独立して地上に表示し、	る許可の基準(固定広告物にあ
		又は設置するもの	つては、第二種許可地域の許可
		一面の面積が五平方メート	の基準)に適合するものである
		ル以内であり、かつ、一の広	こと。
		告物等の面積の合計が十平方	
		メートル以内であること。	
		1) 建築物等の壁面に表示	
		し、又は設置するもの	
		建築物等の一の壁面に表示	
		し、又は設置する広告物等の	
		面積の合計が当該壁面面積の	
		六分の一以内であること。	
		E) 建築物等の屋上に表示	

し、又は設置するもの

一の建築物等の屋上に表示し、又は設置する広告物等の 面積の合計が当該建築物等の 壁面面積の合計の六分の一以 内であること。

1) 電柱類広告

別表第二第一号ロの表電柱 類広告の項に掲げる許可の基 準に適合するものであるこ と。

高さ

-) 独立して地上に表示し、 又は設置するもの

地上から広告物等の上端ま での距離が三メートル以内で あること。

こ) 建築物等の壁面に表示 し、又は設置するもの

壁面の上端から上方へ突き 出す場合は、広告物等の上端 から当該建築物等の上端まで の距離が一メートル以内であ ること。

E) 建築物等の屋上に表示し、又は設置するもの

設置面から広告物等の上端までの距離が地上から広告物等の設置面までの距離を超えず、かつ、三メートル以内であること。

1) 電柱類広告

別表第二第一号ロの表電柱 類広告の項に掲げる許可の基 準に適合するものであるこ

と。

表示又は設

別表第二第一号ロの表に掲 置の方法等がる第二種許可地域の許可の 基準に適合するものであるこ と。

> 建築物等の壁面に直接塗り 書き又ははり付け等をして表 示するものを除き、高彩度色 を広告物等の一面の面積(建 築物等の屋上構造物の壁面に 直接塗り書き又ははり付け等 をして表示するものにあつて は、当該壁面面積。以下この 項において同じ。)の五分の一 を超えて使用しないものであ ること。ただし、面積が一平 方メートル以内の広告物等に あつては、高彩度色を広告物 等の一面の面積の二分の一を 超えて使用しないものである こと。

別表第二第一号の表に掲げ る許可の基準(固定広告物にあ つては、第二種許可地域の許可 の基準)に適合するものである こと。

表示又は設

一の住所、事業所又は営業 置する広告
所の敷地内に表示し、又は設 物等の数及置する広告物等の数が四以内 び合計面積 であり、かつ、面積の合計が 五十平方メートル以内である こと。

条例第五条広告物等の 第三項第二 大きさ 号に規定す る広告物等

## 面積

一の広告物等の面積の合計が五平方メートル以内であるこ と。

#### 高さ

- ├) 独立して地上に表示し、又は設置するもの。 地上から広告物等の上端までの距離が三メートル以内であ ること。
- L) 建築物等の壁面を利用して表示し、又は設置するもの 壁面の上端から上方へ突き出さないこと。

表示又は設 置の位置

建築物等の屋上に表示し、又は設置しないこと。

同一の住所、事業所、営業所等に誘導するための道標又は案 内図板を五百メートル以内の距離に二以上表示し、又は設置 しないこと。

誘導する住所、事業所、営業所等から当該広告物等までの距 離が、五千メートル以内であること。

独立して地上に表示し、又は設置する広告物等により表示す る場合は、建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置する広 告物等以外のものにあつては、当該広告物等から他の広告物 等(条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している もので、独立して地上に表示し、又は設置するものに限る。) までの距離が五メートル以上であること。

建築物等の壁面に表示し、又は設置するもので壁面から水平 方向に突き出すものにあつては、突出し幅が当該壁面から 一・五メートル以内であり、かつ、道路上で一メートル以内 であること。

表示又は設

建築物等の壁面に直接塗り 置の方法等日書き又ははり付け等をして表 |示するものを除き、高彩度色 を広告物等の一面の面積の五 分の一を超えて使用しないも のであること。ただし、面積 が一平方メートル以内の広告 物等にあつては、高彩度色を 広告物等の一面の面積の二分 の一を超えて使用しないもの であること。

# 三 条例第九条第一項の許可の基準

広告物等の種類が変更されないこと。

広告物等の設置位置が変更されないこと。

広告物等の面積が増減しないこと。

広告物等の形状が変更されないこと。

道路の区域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第二第一号ロの表 共通の基準の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。

高さが二十メートルを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置している広告

物等で面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、別表第二第一号ロの表建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。

第一種禁止地域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第二第二号の表に掲げる色彩に関する基準に適合すること。

# 備考

- 一 本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。
- イ 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
- ロ 固定広告物、照明広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件(支柱等の部分を除く。) について広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計と する。ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものに あつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分について、当該表示部分に外接する長 方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
- ハ 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できない場合にあつては、ロの規 定にかかわらず、掲出物件(支柱等の部分を除く。)の最大投影面積(三百六十度方向か ら展望可能なものにあつては当該最大投影面積の二倍)を当該広告物等の面積とする。
- 二 本表において、建築物等の壁面面積は、当該建築物等の鉛直投影面積により算出する ものとする。
- 三 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 四 「道路の区域」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により決定された道路の区域をいう。
- 五 「一の広告物等」とは、次に掲げるものをいい、広告物等の数はこれにより算定する ものとする。
- イ 固定広告物(電柱類広告を除く。)又は照明広告物にあつては、一の掲出物件により表示されるもの(ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、一の壁面等に表示されるもの)
- ロ 電柱類広告のうち、電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示するものにあつては、一個のそで型のもの又は一巻の巻型のもの、消火栓標識又はバス停留所標識に添加して表示するものにあつては、添加する一の表示面
- 六 「色相」又は「彩度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の色相又は彩度をいう。
  七 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。
- 別表第三(第十九条関係)

(昭五二規則七三・昭六○規則五一・平五規則六六・平一五規則二・平一七規則七二・ 一部改正)

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律 広告物の表示方法に関			
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律 広告物の表示方法に関	講習会の課程の一部を免除する者	免除する課程	免除する受講手数料
第六十四号)に基づきデザイン科に係る 職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科 に係る職業訓練を修了した者 建築士法(昭和二十五年法律第二百二 号)第二条に規定する建築士の資格を有 する者 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三 十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十四条第一項に規定する第一種 電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業			の額
職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科書しくは商業デザイン科 に係る職業訓練を修了した者 建築士法(昭和二十五年法律第二百二 号)第二条に規定する建築士の資格を有する者 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三 十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十四条第一項に規定する第一種 電気主任技術者免状、第二種電気主任技 術者免状又は第三種電気主任技術者免 状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律	広告物の表示方法に関	五百円
業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者 建築士法(昭和二十五年法律第二百二	第六十四号)に基づきデザイン科に係る	する課程	
に係る職業訓練を修了した者 建築士法(昭和二十五年法律第二百二 号)第二条に規定する建築士の資格を有する者 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三 十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十四条第一項に規定する第一種 電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	職業訓練指導員免許を受けた者又は工		
建築士法(昭和二十五年法律第二百二 広告物の施工方法に関する者	業デザイン科若しくは商業デザイン科		
号)第二条に規定する建築士の資格を有する者 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三 十九号)第二条第四項に規定する電気工 事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十四条第一項に規定する第一種 電気主任技術者免状、第二種電気主任技 術者免状又は第三種電気主任技術者免 状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	に係る職業訓練を修了した者		
電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業	建築士法(昭和二十五年法律第二百二	広告物の施工方法に関	五百円
電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業	号)第二条に規定する建築士の資格を有	する課程	
十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業	する者		
事士の資格を有する者 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十 号)第四十四条第一項に規定する第一種 電気主任技術者免状、第二種電気主任技 術者免状又は第三種電気主任技術者免 状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三		
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業	十九号)第二条第四項に規定する電気工		
号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	事士の資格を有する者		
電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	電気事業法(昭和三十九年法律第百七十		
術者免状又は第三種電気主任技術者免 状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	号)第四十四条第一項に規定する第一種		
状の交付を受けている者 職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	電気主任技術者免状、第二種電気主任技		
職業能力開発促進法に基づき帆布製品 科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	術者免状又は第三種電気主任技術者免		
科に係る職業訓練指導員免許を受けた 者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	状の交付を受けている者		
者、帆布製品製造に係る技能検定に合格 した者又は帆布製品製造科に係る職業	職業能力開発促進法に基づき帆布製品		
した者又は帆布製品製造科に係る職業	科に係る職業訓練指導員免許を受けた		
	者、帆布製品製造に係る技能検定に合格		
訓練を修了した者	した者又は帆布製品製造科に係る職業		
	訓練を修了した者		

## 様式第1号(第3条関係)

(平 17 規則 72・全改, 平 20 規則 100・一部改正)

屋外広告物表示(設置)許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

申請者:住所電話

氏名又は名称

施工者:住所

電話

氏名又は名称

登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の表示(設置)の許可を受けたいので,次のとおり申請します。

広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)		広告物等の概要
管理者			(形状, 意匠, 色彩, 大きさ)
(定まつている場合に記入すること。)	(住所)	(電話)	
※表示(設置)者が	(氏名又は名称)	(職業)	
県外の場合は必置			
表示(設置)の場所	地域区分	地域	
表示(設置)の期間	年 月 日から 年 月	日まで	
表示(設置)の個数	表 (1 個 (枚) 面 積	国(枚)につき) m²	
	1 屋上又は独立して地上に	表示(設置)する	広告物等 (高さ) m
	2 壁面に表示(設置)する広	告物等 (突出し	幅) m
表示(設置)の概要	3 屋上に表示(設置)する広	告物等 (建築物	1等の高さ) m
(該当するものを記 入すること。)		(屋上に)	既設している広告物等の数)
	4 電柱類広告 (下端から地	也上までの距離)	m
	5 第一種禁止地域内の自家	用広告物 (敷地	!内に既設している広告物の

		数)		
特例	削許可の申請事由	(条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の	別紙の	کے
場合	<u>`</u> )		おり	
一丁ョ	事完了予定年月		l	
日日	7 1 1 X + 71	年	月	日
収				
入				
証				
紙				
欄				
	I.			

## (注意)

- 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。
- 2 ①表示(設置)場所の見取図,②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書,③表示(設置)する土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し(他人の土地又は建築物等を利用する場合),④他の法令の規定により必要とされる許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。広告物が,はり紙,立看板又は移動広告物であるときは,不要です。

なお、色彩に関する許可基準が適用される広告物等については、「広告物等の概要」の 欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。

- (1) 使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会(昭和 61 年 4 月 8 日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう。)発行の標準色見本帳の色票番号
  - (2) (1)の数値が不明の場合は、色見本を添付すること。
- 3 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示(設置)の場所」の欄に表示する市町村名 を記入してください。
  - 4 下の欄には、記入しないでください。

上記の申	上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。											
決裁欄	所長		副所長	・次手	T		班長		副班		班員	
許可年		Æ	п		許可番	指	'令		<b>計 司 担 目</b>	年	月	日から
月日		年	月	日	号			許可期間		年	月	日まで

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から 10 日以内に許可又は不許可の決定 を行います。

## 様式第2号(第5条関係)

(平 5 規則 66・全改, 平 8 規則 30・平 17 規則 72・一部改正)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所電話

氏名又は名称

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の表示(設置)の許可の更新を受けたいので,次のとおり申請します。

前回	広告物等の種 類						(特列	朱照明装	置の有無)
許可	許可年月日	年	月	日	許	可番号	指令	第	号
項	許可期間			年	月	日から	年	月	日まで

	表示(設置)の場所	地域区	地域区分			地域		
	許可した個 (枚)数	個(枚)		表示面積	(1 個(枚)	につき)	m <sup>2</sup>	
	「して表示(設置) ,期間	年	月	日から	年	月	日まで	
	「して表示(設置) の個(枚)数			個(枚	)			
収入証紙欄								

## (注意)

- 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。
- 2 広告物等の全景を撮影したカラー写真(申請前1月以内に撮影したもの)を添付してください。広告物等が移動広告物であるとき又は広告物等の面積が1m²以内であるときは、不要です。
- 3 下の欄には、記入しないでください。

上記の申請について,別紙条件を付して許可してよろしいか。

決裁欄	所長		副 長 長	<b>听</b> ・次		班長		副班長		班員	
許可	年	: 🖪	П	<i>च</i> ं च	亚口.	指令	⇒hr	可期間	年	月	日から
年月	7	月	B	許可	省 万	第号	計	57. 別   則	年	月	日まで

目			

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から 10 日以内に許可又は不許可の決定 を行います。

## 様式第3号(第6条関係)

(昭 51 規則 89・平 5 規則 66・平 8 規則 30・平 17 規則 72・一部改正)

屋外広告物変更(改造)許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所電話

氏名又は名称

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の変更(改造)の許可を受けたいので,次のとおり申請します。

変更項	[(改造)する事							
変更由	[(改造)する理							
	広告物等の種 類					(特殊照	引	置の有無)
許可	許可年月日	年	月	B	許可番号	指令	第	号
事項	許可期間		年	月	日から	年	月	日まで
	表示(設置)の 場所		地垣	(区分		地填		

 許可した個(枚)数
 個(枚)表示面積
 (1個(枚)につき)

 広告物等の概要(前)
 広告物等の概要(後)

 (形状,意匠,色彩,大きさ)
 (形状,意匠,色彩,大きさ)

# 収入証紙欄

## (注意)

- 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。
- 2 変更(改造)について他の法令の規定により許可を要する場合は、その許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。
- 3 下の欄には、記入しないでください。

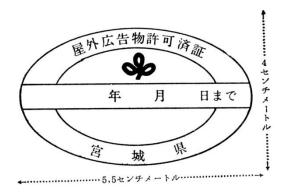
上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。

決裁欄	所長		副長長	所・次		班長	副 班		班員	
許可						指令		年	月	日から
年月日	年	月	日	許可	丁番号	第号	許可期間	年	月	日まで

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から 10 日以内に許可又は不許可の決定 を行います。

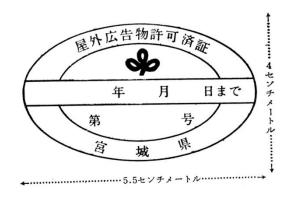
## 様式第4号(第9条関係)

(昭 51 規則 89·一部改正)

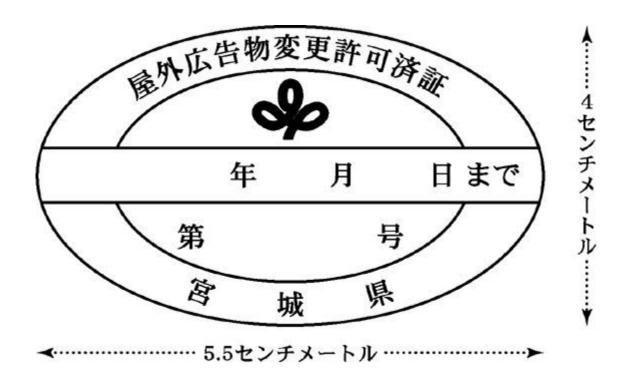


様式第5号(第9条関係)

(昭 51 規則 89·一部改正)



様式第 6 号(第 9 条関係) (平 17 規則 72·全改)



様式第7号(第10条関係)

(昭 51 規則 89・平 5 規則 66・平 17 規則 72・一部改正)

屋外広告物工事完了(除却, 滅失)届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所電話

氏名又は名称

次の屋外広告について、工事が完了(除却、滅失)したので届出します。

許可	広告物等の 種類					(特殊照	明装置の	有無)
事項	許可年月日	年	月	Ħ	許可番号	指令	第	号

	許可期間		年	月	日から	年	月	日まで
	表示(設置)の場所							
	許可した個数		個	表:	示面積	(1個)	こつき)	m $^2$
	工事完了予定年月日			年	月	日		
工事	工事が完了した日	年	月	目	表示(設†			個
完了 事項	工事の完了 が遅れた理 由							
除却	除却(滅失)			年	月	日		
(滅 失)事	除却(滅失) した個数		個	]	示(設置) 残数			個
項	除却(滅失) した理由							
備考								

# 様式第8号(第11条関係)

(昭 51 規則 89・全改)

これは	
違反広告物です	(赤色)



様式第8号の2(第11条の3関係)

(平 16 規則 121・追加)

# 保管広告物等一覧簿

	7.				
整理番号	保管した	広告物等 数量	保管した広告物 等が放置されて いた場所	除却した日時	保管を始めた日時

様式第8号の3(第11条の5関係)

(平 16 規則 121・追加)

		受領書				
宮城県	土木事務所長	. 殿		年	月	日
				返還を	: 受けた 住	と者
					E	<b>七名</b>
下記の返還を受		現金)の返還を受けました	÷ 。			
返還を受	けた場所					
返還を受けた広告物	整理番号					
等	種類					

数量	
(返還を受けた金額)	

## 様式第9号(第12条関係)

(昭 51 規則 89・平 5 規則 66・一部改正, 平 17 規則 72・旧様式第 10 号繰上・一部改正)

屋外広告物管理者設置等届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所電話

氏名又は名称

次の屋外広告物(屋外広告物を提出する物件)に係る管理者(申請者)を設置(変更,廃止) したので,届出します。

許可事項	広告物等の種類					(特殊照	明装置	の有無)	
	許可年月日	年	月	日	許可番号	指令	第	号	
	許可期間		年	月	日から	年	月	日まで	
	表示(設置)の場所								
	許可した個数			個	表示面積 (1個につき)			m <sup>2</sup>	
管理者の設置		(住所) 話)			(電 年	4	手 月	J E	

		(氏名又は名称) 業)	(職	日設置			
管理者の廃止		(住所) 話)	(電	年月日	年	月	Ħ
		(氏名又は名称)	(職	廃止			
	新	(住所) 話)	(電	変更年月日	年	月	Ħ
申請者(管理		(氏名又は名称) 業)	(職				
者)の変更	IΒ	(住所) 話)	(電				
		(氏名又は名称) 業)	(職				
備考							

様式第 10 号(第 13 条関係)

(平8規則30・追加,平17規則72・旧様式第10号の2繰上・一部改正)

広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所電話

広告物景観モデル地区に、屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)を次のとおり表示 (設置)するので、届出します。

1 表示(設置)の場		
所(住所、地番等)		
2 広告物等の概要		
(①形状, 意匠, 色彩,	大きさ等が分かるような略図	を書いてください。)
(②内容:どのような内	日容を表示するのか,次の中か	ら選んで○で囲んでください。)
(イ) 自己の店舗等に	店名、商品名等を表示するもの	D
(ロ) 自己の管理地等	に管理者名等を表示するもの	
(ハ) 公共的目的で表	示(設置)するもの(地域の案内	図等)
(二) その他(具体的)	Σ:	)
(③設置場所:どこに記	<b>设置するのか,次の中から選ん</b>	で○で囲んでください。)
(A) 地上に支柱等を記	<b>2</b> 置して表示する広告物等	

(B) 壁面に表示	:(設置)する	広告物等									
(C) 屋上に表示(設置)する広告物等											
(D) その他(具体的に: )											
(注意)											
1 未届出の広告	物等を変更	(改造)する場	合も,この様言	式を使用し	してくだ	`さい。					
2 下の欄には記	!入しないで	ください。									
上記の届出を受3	理しました。										
決裁欄	所長	副所長· 次長	班長	副班長		班員					
受理年月日     届出番号											
指導・勧告事項 備考											
<b>兼式第 11 号 (第 13</b>		In the second	Is false	6B	±m →1 — `						
(元 0 田田 0 元)	7 TO 17 -	tu HI 79 . ID 推	<b>ポ第 10 4 の 9</b>	Убб Т	邓( 弘  正 )						

様

(平 8 規則 30・追加,平 17 規則 72・旧様式第 10 号の 3 繰下・一部改正)

広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話

氏名又は名称

広告物景観モデル地区において,屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)を次のとおり 変更(改造)するので、届出します。

1 変更(改造)する事項											
2 広告物等の概要(形状, 意匠, 色彩, 大きさ等が分かるような略図を書いてください。)											
[変更(改造)前]											
3 届出年月日		年 月	日	届出番号							
(注意)											
1 未届出の広告物等を変更(改造)する場合は、「広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第 10 号)」を使用してください。 2 下の欄には記入しないでください。											
上記の届出を受理	しました。										
決裁 欄	所長	副所長・次長		班長	副班長		班員				
受理年月日			届出	出番号							
		"									

指導・勧告事項 備考	指導·勧告事項		備考	
------------	---------	--	----	--

## 様式第 12 号(第 15 条関係)

(平 17 規則 72・追加, 平 21 規則 79・一部改正)

(表面) 収入証紙欄

年 月 日

宮城県知事

住所

氏名

法人にあつては主たる事務所 の所在地,名称及び代表者の氏 名

# 屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、屋外広告物条例第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	宮城県屋外	広 告 業 登 £	禄第	号
豆或炒煙泵	更新	※登録年月日		年	月	B
フリガナ						
商号又は氏名	及び生					

法人にあつては 名称,代表者の 氏名及び生年月 日		年 月別 1法人		個 人
住所	郵便番号(		手番号(	) —
1 宮城県の区域内に	営業所の名	営業所の所在地	<del>µ</del>	電話番号
おいて営業を行う営 業所の名称及び所在 地				

# (裏面)

2 業務主任者の氏	所属営業所	フリカ	・ナ	摘要
名及び所属する営業所の名称	名	氏名	ı	加 安
3 法人である場合	]	職	フ	リガナ

の役員(業務を執行する社員,取締役,					氏名			
執行役又はこれに準 ずる者)の職氏名								
4 申請者が未成年 である場合の法定代 理人の氏名及び住所	フリガナ							
	氏名	生年丿	月日		年	月	日	
	住所	郵便者	番号(	_	_	)		
					電話番	号 (	)	
5 他の地方公共団 体における登録番号	登録を受けた			登録	年月日		登録番	号

## 備考

- 1 ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

様式第 13 号(第 16 条関係)

誓 約 書
登録申請者,その役員及び法定代理人は,屋外広告物条例第25条第1項各号に該
当しない者であることを誓約します。

申請者

印

年 月 日

宮城県知事

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第 14 号(第 16 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

法人の役員

登録申請者本人 の略歴書

法定代理人

現住原	折	郵便番号	(	_		)			電	直話番号(	)	_
	フリ氏	ガナ							生年月日			
	自至	期間年月日年月日					職者	务内 容	又は業	巻務内容		
歷												
		年月日						賞罰	の内	容		
賞罰												
上青	記の	とおり相違	をあ	りませ	ん。							
		Æ	Ē	月	日							
										氏名		印

## 備考

- 1 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに丸印を付すこと。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

## 様式第 15 号(第 17 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

氏名

法人にあつては主たる事務所 の所在地,名称及び代表者の氏

名

## 屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告物条例第26条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	宮城県屋外広告業登録第	号
登録年月日	年 月	Ħ
フリガナ		
商号又は氏名及び生年月日		
法人にあつては 名称,代表者の 氏名及び生年月	生年月日 年 月	<b>1</b> 1
日	法人・個人の別 1 法人	2 個人

住所	郵便番号( —	)	
		電話番号(	) –
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

様式第 16 号(第 18 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

年 月 日

宮城県知事

住所

氏名

法人にあつては主たる事務所 の所在地,名称及び代表者の氏 名

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告物条例第28条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	宮城県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ	
商号又は氏名	
法人にあつて は名称及び代 表者の氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所	郵便番号( — ) 電話番号( ) —
届出の理由	1 死亡       2 合併による消滅       3 破産手続開始の決定         4 解散       5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出 人との関係	1 相続人     2 元代表役員     3 破産管財人       4 清算人     5 本人

備考 「法人・個人の別」,「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については,該当するものに丸印を付すこと。

## 様式第 17 号(第 19 条関係)

(昭 51 規則 89・昭 60 規則 51・一部改正,平 5 規則 66・旧様式第 15 号繰上・一部改正,平 17 規則 72・旧様式第 11 号繰下・一部改正)

## 屋外広告物講習会申込書

				年	月	日
宮城県知事	殿					
						产配
						住所
					フリ	ガナ
						氏名
					生年	月日
					電話	香号
屋外広告物講習会	を受講したいの	で、受講手数料で	を添えて申し込みま	す。		
		写真(申込前				
		6月以内に写				
		した横 4 cm×				
		縦 6 cm の上半				
		身のもの)				
収						
入						
証						
紙						
欄						
(注意)						

- 1 次のいずれかに該当する者は、講習会の課程及び受講手数料の一部が免除されます。
- (1) 職業訓練指導員免許所持者又は職業訓練修了者で、その職種がデザインのもの
- (2) 建築士の有資格者 (3) 電気工事士の有資格者 (4) 電気主任技術者免状 所持者 (5) 職業訓練指導員免許所持者,技能検定合格者又は職業訓練修了者で, その職種が帆布製品製造のもの

2 履歴書及び上記に該当する者は、それぞれを証する書面の写しを添付してください。

#### 様式第 18 号(第 19 条関係)

(昭 51 規則 89・一部改正,平 5 規則 66・旧様式第 16 号繰上・一部改正,平 17 規則 72・旧様式第 12 号繰下・一部改正)

宮城県 年第 号

屋外広告物講習会修了証書

氏 名

生年月日

屋外広告物条例(昭和 49 年宮城県条例第 16 号)第 30 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

宮城県知事

## 様式第 19 号(第 20 条関係)

(昭 51 規則 89・一部改正,平 5 規則 66・旧様式第 17 号繰上・一部改正,平 17 規則 72・旧様式第 13 号繰下・一部改正)

業務主任者認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

業務主任者となることができる者の認定を受けたいので申請します。

責任者としての従事期間

勤務先名	従事期間	その時の職名	備考

(注意)

履歴書及び責任者としての従事期間を証する書面を添付してください。

様式第 20 号(第 20 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

宮城県 年第 号

業務主任者認定書

氏名

生年月日

屋外広告物条例第31条第1項第5号の規定により業務主任者となることができる者であることを認定する。

年 月 日

宮城県知事

# 様式第 21 号(第 21 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

40 センチメートル以上		
	屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名		
法人である場合の代 表者の氏名		
登録番号	宮城県屋外広告業登録第    号	35 セ ン
登録年月日	年 月 日	チメ
営業所名		_ _ _ _
この営業所に置かれ ている業務主任者の 氏名		ル以上

# 様式第 22 号(第 22 条関係)

(平 17 規則 72・追加)

注文者の氏名又は名称		
注文者の住所		電話番号( ) —
広告物等の表示又は設置 の場所		
表示し、又は設置した広告物等	名 称 又	数量

	は 種 類				
当該表示又は設置の年月日		年	月	日	
請負金額					

様式第 23 号(第 24 条関係)

(平 17 規則 72·追加)

(表)

宮城県	年第	号号		
			身分証明書	
所属				
職名				
氏名				
,, ,, ,,				6
生年月	Ħ			セ
- の考	け 長外方	一生肠冬何智	第37条第2項の規定により立入検査の職務を行う	ン
			わる「未免を傷の風だにより立八便宜の職物を刊り	チ
自じめる	ことを証す	٥ <sub>°</sub>		メ
	年 月	В		_
	1 /4			  -
			宮城県知事	ル
			9 センチメートル	

#### 屋外広告物条例抜すい

(報告の徴収及び立入検査)

#### 第 37 条 略

- 2 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第37条第2項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 附 則(昭和五一年規則第八九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式で、取扱上著しく 支障のないものについては、当分の間それぞれこの規則による改正後の屋外広告物条例 施行規則の規定による様式とみなす。
  - 附 則(昭和五二年規則第七三号)
    - この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年規則第六六号)

改正 平成七年一〇月一一日規則第八五号

(施行期日)

1 この規則は、平成五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第一に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物(以下「広告物」という。)又は設置されている広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)で、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定により新たに屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)第四条の規定による許可を要することとなったものについては、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際、旧規則により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、新規則別表第二に規定する基準に適合しないものについては、新規則により許可を受けたものとみなし、当該許可期間後に当該広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとするときの許可の基準については、なお従前の例による。
- 4 屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成五年宮城県条例第十三号)附則第二項に規定する規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第二項に規定する規則で定める期間は、七年間とする。
- 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)の施行前に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条の規定により第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域に指定された地域で、屋外広告物条例第四条に掲げる地域に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、新規則別表第二第一号ロの表に規定する第一種許可地域の基準を適用するものとする。
- 6 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、 新規則の規定によるものとみなす。

附 則(平成七年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第三○号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)第二条若しくは同第三条の規定により広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は同条例第四条の規定により広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなった際現に当該禁止されることとなった地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなった地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等のうち規則で定める堅ろうな広告物等に係る同条例第六条に規定する経過措置の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年規則第一二一号)

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十六年宮城県条例第六十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年一二月一七日)

附 則(平成一七年規則第七二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第四条の三の改正規定は、 同年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。 (事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二○年規則第一○○号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の屋 外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(平成二一年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

**END**